

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は、人が生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、正しい食生活を実現することは、心と体を健やかにするための基礎となる重要なものです。

郡上市では、平成17年の「食育基本法」の制定及び平成19年「岐阜県食育推進基本計画」の策定を受け、平成22年3月に「郡上市食育推進基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

また、本市の食育推進の重要事項を審議するための「郡上市食育推進会議」を設置し、「食」に関わる庁舎内の各部局が情報を共有してそれぞれの事業を推進するとともに、市民の皆さんや食に関わる組織・団体及び関係機関と連携して、総合的かつ計画的に推進してきました。

第1次計画での様々な取り組みと、目標値の達成度及び食育推進会議委員からの提言をふまえ、国・県の第2次計画をもとに「第2次郡上市食育推進基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、今後も継続して生涯にわたって途切れることなく、子どもから高齢者に至るまでのライフステージに応じた食育を推進していきます。

第2次計画は、上位計画である「第2次郡上市健康福祉推進計画」の策定年度にあわせ第1次計画を1年延期し策定することとなりました。

【第2次計画のコンセプト】

「つなぐ」食育の推進

- ①「周知」から「実践」へ
- ②「子ども」から「青年期～高齢者」へ
- ③「市民」とともに

【第1次計画から第2次計画への充実する取り組み】

（充実を図る取り組み）

- 市民が「実践」できるための環境の整備と情報の発信
- ライフステージに応じた食育推進の促進
- 「食」に関わる組織・団体及び関係機関と連携した食育推進の取り組みの充実
- 生活習慣病の予防・改善に向けた食育推進の強化

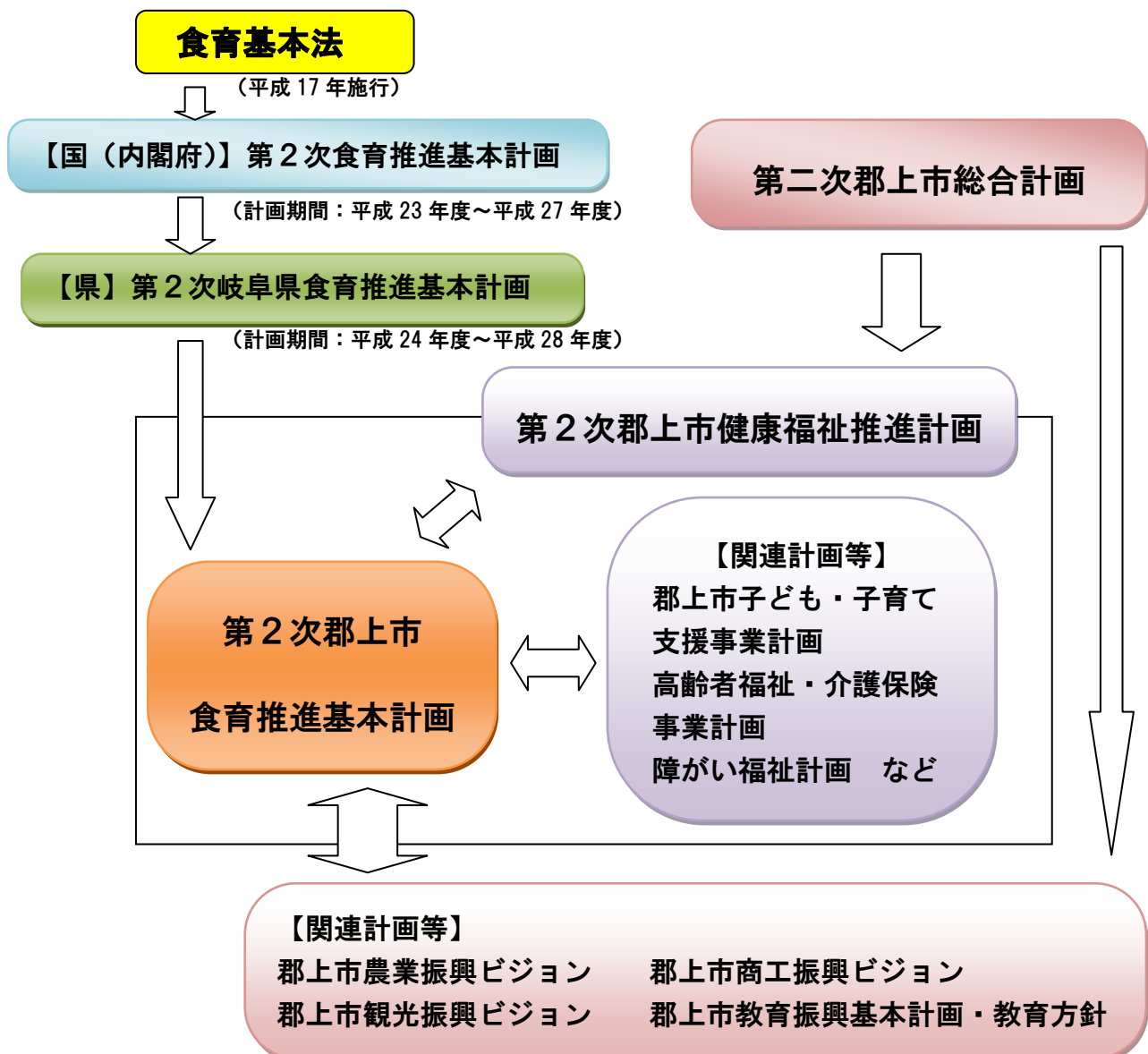
（主に見直した点）

- 指標と目標値の設定

2 計画の位置づけと特徴

本計画は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画として位置づけられます。その実施にあたっては、「第二次郡上市総合計画」、「第2次郡上市健康福祉推進計画」を上位計画とし、「郡上市子ども・子育て支援事業計画」、「郡上市高齢者福祉・介護保険事業計画」、「郡上市障がい福祉計画」、「郡上市農業振興ビジョン」、「郡上市商工振興ビジョン」、「郡上市観光振興ビジョン」、「郡上市教育振興基本計画・教育方針」等の関連計画とともに、国及び県の第2次食育推進基本計画と整合性を図ります。さらに、計画策定から実践、評価のすべての課程において市民参画を図ります。同時に市民、各種団体及び市が協働して計画的な活動を行うための指針を明らかにする計画と位置づけられます。

郡上市食育推進基本計画の位置づけ



3 計画の期間

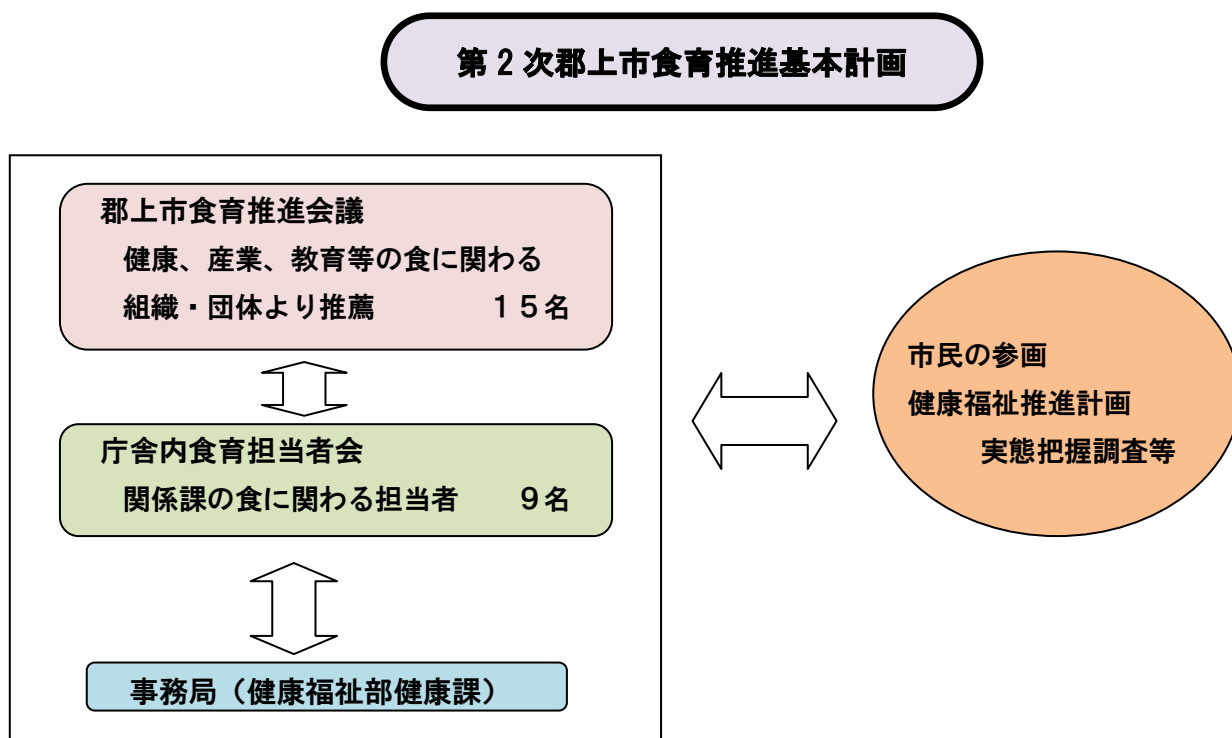
本計画の期間は平成28年度～平成32年度の5ヵ年としますが、社会情勢の変化により、必要に応じ随時見直しを行うものとします。

4 策定方法と体制

本計画の策定のため、健康、産業、教育関係団体等からの推薦による15名の委員からなる「郡上市食育推進会議」を設置しました。委員会は、毎年2～3回開催し計画の進捗状況及び食育推進の方向性等について審議してきました。

また、庁舎内関係部局の実務担当職員で構成する食育担当者会（9名）を設置し、第2次計画策定の庶務にあたりました。

【計画策定体制図】



5 策定にあたり参考とした資料

○食育推進会議で協議された意見等

「食」に関わる組織・団体で構成される食育推進会議の中で提言された意見や課題を第2次計画に盛りこみました。

○既存の行政資料による客観的課題の把握

平成26年度に実施した郡上市健康福祉推進計画実態把握調査（アンケート）をはじめ、庁内各部局が所有する資料を第2次計画策定の参考としました。